



® 平成 29 年 3 月 16 日 (木)
No. 14405 1部370円 (税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆最近改正された韓国特許法の解説 (上) … (1)

最近改正された韓国特許法の解説 (上)

特許法人(有)和友 代表弁理士
康 應善

2016年2月29日付け公布された改正特許法(法律第14035号改正)が2017年3月1日から施行されています。同改正には①審査請求期間を、従来の特許出願日から5年以内であったものを日本同様3年以内に短縮し(第59条第2項を改正)、②日本の異義申立て制度に該当する取消申請制度を導入し(第132条の2～第132条の15を新設)、③登録査定後に、明白な拒絶理由が発見された場合、審査官が職権で当

該登録査定を取り消し、再度審査することができる職権再審査制度を導入し(第66条の3を新設)、④従来、拒絶理由ではない明確な誤字・脱字などについてのみ審査官による職権補正が可能でしたが、これを拒絶理由に該当する記載不備事項のうち、明らかに間違って記載された場合にも、職権補正が可能となるよう、職権補正の範囲の拡大(第66条の2を改正)、⑤冒認出願に関連して、従来特許法第35条

YAMAKAWA 山川国際特許事務所

所長・弁理士 山 川 茂 樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階
TEL:(03)3580-0961(代表) FAX:(03)3581-5754
E-mail: yamakawaipo@mtc.biglobe.ne.jp URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>

において“無権利者の特許登録公告があった日から2年以内”という要件を削除することで、正当な権利者が、無権利者特許に対する無効審決確定日から30日以内に特許出願をすれば、無権利者が特許出願したときに正当な権利者が特許出願したものとみなされることになりました(第35条を改正)。さらに正当な権利者に、上記のような特許出願による救済以外に、日本と同様に民事訴訟を通じて直接、無権利者から権利の移転を請求することができる特許権の移転請求制度を導入し(第99条の2を新設)、⑥国内優先権主張出願が出願公開又は設定登録された場合、その基礎となった先出願に対して、書類の閲覧が可能となるよう書類閲覧根拠の整備(第216条を改正)、⑦特許に関する手続をした者がその責めに帰することができない事由により拒絶査定不服審判の請求期間又は再審の請求期間を遵守することができなかったときにおいて追完が可能期間を、従来の、その事由がなくなった日から“14日以内”を“2ヶ月以内”に延長し(第17条を改正)、⑧従来、無効審判手続において、訂正請求の取下げはいつでも可能でしたが、これを訂正請求可能期間とその期間の満了日から1ヶ月以内の期間、さらに訂正請求に対して不認定が通知された場合、当該不認定通知に対する意見書提出期間内においてのみ可能となるよう制限し(第133条の2を改正)、⑨当事者の申請により、審判又は訴訟手続の中止が可能になり(第164条を改正)、さらに訂正審判請求期間の制限規定を新設しました(第136条を改正)。

その後2016.3.29付け公布され2016年6月30日から施行されている改正特許法¹(法律第14112号改正)においては、①特許権を放棄するか、特許拒絶査定が取り消された場合等にも、特許料又は審判請求料等が返還可能となるようにし(第84条を改正)、②特許侵害訴訟において裁判所の証拠提出命令の対象範囲を書類から資料に拡大し、侵害に関する証明資料も含めるようにし、さらに当事者が正当な理由なく資料提出命令に応じない場合、裁判所は資料の記載に対する相手の主張を、真実であると認定するようにし(第132条第1項の改正及び第2項～第5項を新設)、また③損害額算定のために裁判所が鑑定を命じた場合、当事者は鑑定人に必要な事項を説明するよう義務化する(第128条の2を新設)などの改正が行なわれました。

本稿では、今回の韓国特許法改正において、特許業務に携わっている日本の実務者に重要と思われる改正内容を、理解しやすく説明することをその目的としています。

I. 2017年3月1日から施行されている特許法改正内容

1. 審査請求期間を、特許出願日から3年以内に短縮(第59条第2項を改正)

従来特許法第59条には、“特許出願があったときは、何人も、その出願日から5年以内に、特許庁長官に、特許出願について出願審査の請求をすることができる²。”と規定していました。

ところで、上記5年以内の審査請求期間は、先進主要国と比べて相対的に長いだけでなく³、権利確定の遅延による当該特許に関連して、事業化を準備中の第三者にとって監視負担の増加という問題点がありました。

したがって、今回の改正法では、現行の“5年以内”の審査請求期間を日本同様“3年以内”に短縮することで、このような問題を解消しています。

・適用対象

この規定は、2017年3月1日以後に出願された特許出願から適用されています⁴。

2. 取消申請制度の導入(第132条の2～第132条の15を新設)

(1) 改正内容

無効審判制度に関連して、従来、特許法第133条には、“利害関係人、または審査官は無効審判を請求することができる。ただし、特許権の設定登録日から登録公告日後3ヶ月は、何人も無効審判を請求することができる。”と規定していました。

ところで、無効審判制度は手続が複雑であるだけでなく、審決の不服に関連した審決取消訴訟手続も、すべて審判請求人が直接行わなければならないため、審判請求人としては負担が増えるという問題がありました。また、諸外国に比べて相対的に高かった無効審判請求に対する認容率⁵も低める必要が生じました。また、不